定教育課程担当教職員をいう。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一～五　［略］

2　［略］

（都道府県教員算定基礎定数等の算定に含まない者）

第六条　令第一条第五号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号及び第十九号の文部科学省令で定める者は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づく条例の規定により休職にされた者のうち、この者が一般職の国家公務員であると仮定した場合には給料が支給されないこととなるものとする。

（都道府県教員基礎給料月額等の算定の際に勘案する事項）

第六条の二　第二条から第五条までの規定に基づき基礎給料月額を算定するに当たっては、地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）の実数及び別表第一から別表第十二までの経験年数の欄に掲げる再任用職員の月額の欄に掲げる額を勘案するものとする。

2　前項の再任用職員の実数については、文部科学大臣が別に定める率を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

育課程担当教職員をいう。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一～五　［略］

2　［略］

（都道府県教員算定基礎定数等の算定に含まない者）

第六条　令第一条第五号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号及び第十九号の文部科学省令で定める者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づく条例の規定により休職にされた者のうち、この者が一般職の国家公務員であると仮定した場合には給料が支給されないこととなるものとする。

［条を加える。］

別表一から別表十二を次のように改める。

別表第一（第二条第一項第一号及び第二項第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	374,800
18年以上	381,700
19年以上	388,500
20年以上	394,300
21年以上	400,300
22年以上	405,000
23年以上	410,500
24年以上	416,000
25年以上	420,700
26年以上	425,500
27年以上	430,600
28年以上	435,600
29年以上	443,200
30年以上	445,300
31年以上	448,400
再任用職員	405,200

別表第二（第二条第一項第二号及び第二項第二号関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	283,300
8年以上	294,100
9年以上	300,200
10年以上	311,200
11年以上	320,800
12年以上	332,200
13年以上	339,900
14年以上	348,000
15年以上	355,800
16年以上	363,000
17年以上	369,500
18年以上	375,900
9年未満	
10年未満	
11年未満	
12年未満	
13年未満	
14年未満	
15年未満	
16年未満	
17年未満	
18年未満	
19年未満	